公益社団法人岸和田青年会議所運営規定

第 1 章 総 則

第 1 条 (総 則)

本会議所の運営についての細則は本規定の定めるところによる。

第 2 章 出 席

第 2 条 (出席に関する事項)

- 1. すべての会合に於いて欠席、遅刻、早退する場合は必ず届け出ねばならない。
- 2. 会員は会合に出席する際には原則として正服を着用し、JC バッチ、名札を使用 しなければならない。
- 3. その他の事項は別に「出席規定」の定めるところによる。

第 3 章 室及び委員会

第 3 条 (室及び委員会)座長はどうする?

- 1. 定款第3条の目的達成に必要な事項を調査、研究、又は実施するために室及び委員会を置く。
- 2. 理事長は、必要に応じて理事長が統括する室(以下特別室という。)を置くと ができる。

第 4 条 (委員会、特別室の構成)

- 1. 委員会には委員長1名、副委員長2名以内、委員若干名を置く。
- 2. 特別室には室長1名、委員若干名を置く。
- 3. 室長、委員長、副委員長、委員は会員のうちから理事長が理事会の承認を経て任命する。

第 5 条

委員長は委員会を統括する。

但し、委員長に事故ある場合は、副委員長がこれを 代行する。

第 6 条

委員会、特別室は協議した結果を3日以内に書面にて理事長に報告し、事後事務

局へ保管する。

第 7 条

委員会、特別室は原則として毎月1回以上開催するものとする。

第 8 条

本規定の委員会、特別室を変更する必要が生じたる時は、理事長の承認を得て変更することができる。

第 9 条

本規定に定めるものの他、室及び委員会の運営に関し必要な事項は理事会の儀を経てこれを行う。

第 4 章 例 会

第 10 条 (例会の目的)

- 1. JC 活動の内最も重要な会合であって、所属の全会員が一堂に会し JC 網領に 基づいて総合的に JC 活動を調整し、検討し、実施し反省するにある。
- 2. 各委員会の個別活動は必ず例会に於いて報告され、全会員に理解されなければならない。会員は例会に出席して JC 活動全体の活動報告を聞き、意見を述べ決定に参加する義務を有する。

第 11 条 (例会の日時会場)

例会の日(或いは曜日)、時間、会場は変更しないことを原則とするが、毎月定例 理事会に於いてその確認又は変更を決議する。決定した日時、会場は延滞なく日 本JC 等へ報告する。

第 12 条 (例会の開催数)

- 1. 原則として毎月1回以上必ず開催する。
- 2. 例会を家族会、見学会等と同時に開催するのはさまたげないが、別記基本フォームの例会は必ず開催するものとする。

第 13 条 (例会の通知及び返信その他)

- 1. 必ず返信を取るようにする。
- 2. 例会通知は開催日少なくとも1週間前に全会員に到着すること。 尚、例会運営上、返信を必要とする時は、往復ハガキ或いは返信つきで発送 する。
- 3. 会員は出欠の如何を問わず必ず返信する義務を有する。

第 14 条 (例会の担当者)

- 1. 例会運営は各委員会が順番に行う。
- 2. 会場設営は、各委員会が中心となり、他委員会の協力を得ながらして行う。

第 15 条 (基本フォーム)

- 1. 開会(定時に開催)
- 2. 国家斉唱
- 3. IC ソング斉唱
- 4. JCI クリード唱和
- 5. JC 宣言朗読並びに JC 網領唱和
- 6. 出席者点呼確認 (オブザーバー紹介)
- 7. セクレタリー議事録署名者の指名
- 8. 理事長挨拶
- 9. 例会行事
- 10. 協議事項
- 11. 報告事項 日本 JC 地区ブロック協等の報告 理事会報告 委員会報告 その他報告
- 12. 会員消息
- 13. 若い我等 (どうする?)
- 14. 閉会

尚、例会の行事は知識教養を広めるための行事を開催することを原則とする。

第 5 章 周年事業

第 16 条 (実 施)

- 1. この法人は、公益社団法人岸和田青年会議所定款第1章第3条の目的を達する ために、原則として5年毎に、周年事項を実施する。
- 2. 実施にあたっては、必要性の有無を問い、意義目的を明確にする。
- 3. 実施については、総会の承認を必要とする。

第 17 条 ※

周年事項の予算は原則として、以下の通りとする。

正 会 員……年会費より1年毎に、10,000円

新入会員・・・・入会金より、50,000円

特別会員・・・・入会金より、30,000円

(平成2年6月27日の理事会にて、第3章 4条・7条変更)

(平成7年12月20日の理事会にて、一部変更)